

特別栽培農産物認定手数料一覧表(新規申請の場合)

特裁

事業者(生産者)の戸数または人数に応じて、申請料金をご請求致しております。
年間売り上げや、圃場の面積・枚数による追加料金はありません。

個人申請の場合

	認定申請手数料	検査手数料及び検査報告書作成手数料(基本料金)	認定証発行料(会員は無料)
個人申請 (対象生産者戸数1戸)	¥19,900	¥24,000	¥10,000

グループ申請の場合

グループ申請における 生産戸数	認定申請手数料	検査手数料及び検査報告書作成手数料(基本料金)	認定証発行料(会員は無料)
2戸	¥33,500	¥42,000	¥20,000
3戸	¥47,100	¥60,000	¥30,000
4戸	¥60,700	¥78,000	¥40,000
5戸	¥74,300	¥96,000	¥50,000
以降1戸増すごとに	+ ¥13,600	+ ¥18,000	+ ¥10,000

有限会社、法人申請の場合

有限会社、法人申請における従業員数	認定申請手数料	検査手数料及び検査報告書作成手数料(基本料金)	認定証発行料(会員は無料)
5人未満	¥33,500	¥42,000	¥10,000
5人～9人	¥47,100	¥60,000	¥10,000
10人～14人	¥60,700	¥78,000	¥10,000
15人～19人	¥74,300	¥96,000	¥10,000
従業員数が5人増すごとに	+ ¥13,600	+ ¥18,000	

検査員の交通費、宿泊費などの実費が別途必要となります。ご了承ください。

ACOH会員の方は認定証発行料が無料です。一般の方は1件(1戸)に対し10,000円になります。
特別栽培農産物は作目ごとには場検査を栽培期間中必ず1度受けなければなりません。
初回以降の認定手数料は「認定手数料(継続の場合)」になります。